

明治初年より工地所有者 莊内地主
其半分は見出さるに依り 被半分は當時 フトアリ 為め保
存スルトセリ
以後此地の地券之レヨリ小移、堅辛経販の地保
様様に印刷シテニ
其次に券ヲ廢シ官登記簿、登録セラム事本ノ個
人一丁許ニ賣買證書、其二登記済、證記セラム事本ノ
ナリ

山元三木四郎太郎

不有

地主不有也

古検査之上

和歌県在令中
郡東

明治年三月一日

庄内地主

某

地券

一宇國年畫郡瀧陽川村内
群子谷

山火弓三弓四矢

不有

也紙不圓

大檢直之受任

帶有

和歌縣在今神奈郡

明治三年三月一日

李中密

某



① 県立串本古座高校所蔵 中根文庫 資料番号 13877 4 5 6 7 8 9 ② 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ③ 1 2 3 4 5 6 7 8 9 ④ 1 2 3 4 5 6 7 8 9